

番号	件名	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	地域防災について	<p>(1) 辻地区は、洪水時の避難所が「文化センター」であり、さいたま市防災組織では早め、早めの非難を広報しておりますが、判断力が弱く、また足腰も弱い老人が、自宅から1.5km～2kmあると思われる避難所に避難できるか疑問である。また、災害時に市とデイサービスや老人福祉施設との連携が取れているのか把握しておらず、現状、自治会に丸投げの状態でないかと思われる。</p> <p>(2) 避難場所運営委員会に関して問題あり。 自治会長や自治会メンバーが、担当地域の避難所運営リーダーや運営メンバーになっていると思われるが、年に1回の会議では、実際に災害にあったときに参集し活動できるか不明。豪雨災害時に避難所を開設した時は、運営委員会メンバーも避難民になる。 避難所運営(防犯・防災)に関し、避難所運営委員会の立ち位置不明、自治会に丸投げのような気がするが、災害の多い昨今、連携を深めなければならないと思います。</p> <p>(補足) 地震・豪雨災害時でも、避難所が開設された時はメンバーが参集できる仕組みを作っていかなければ、リーダー1人のみとなる可能性あり。自治会では年に2回程度、避難所運営委員会を実施。</p>	<p>(1) &lt;&lt;避難所に関すること&gt;&gt; 水害発生時は原則として、浸水が想定されない地域(浸水想定区域外)の避難所を開設することとしており、浸水想定区域内に居住する市民が避難所に避難する場合は、居住地にかかわらず、浸水想定区域の外に開設した避難所に避難いただくこととしております。 南区では、平成30年度に南区自主防災組織連絡協議会と荒川氾濫時の避難先について協議をし、浸水想定区域にある自治会について、なるべく地域でまとまって避難できるよう、荒川氾濫時の避難所を自治会ごとに定めております。 辻地区は浸水想定区域内にあるため、先ほど述べました協議を踏まえまして、浸水想定区域の外のエリアで、指定避難所としてはこの地区から最も近い場所にある文化センターを荒川氾濫時の避難所としたものでございます。 地震と異なり、台風等につきましては、天気予報で、ある程度事前に予測できますことから、避難所へ避難する場合は早めの避難ができるよう、ニュースや防災無線等で最新の情報に接していただくとともに、日頃から避難所へ安全に避難できるルートや避難所への移動手段を確認しておいていただくよう周知に努めてまいります。また、高齢者など避難に時間を要する方につきましては、早めに浸水想定区域の外へ避難をいただくことや、浸水リスクのない場所にお住まいの親戚や知人宅への避難を選択肢の一つとして検討いただくよう呼び掛けてまいります。 【南区総務課】</p> <p>&lt;&lt;デイサービスや老人福祉施設との連携に関すること&gt;&gt; 本市では、介護が必要な高齢の方や障害のある方などの要配慮者の方の円滑な避難に向けて「災害時要配慮者支援マニュアル」を策定しているほか、要配慮者向けの避難施設として、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などと協定を締結して、一般の避難所での生活が著しく困難な避難者を受け入れるための設備、器材、人材を備えた福祉避難所を整備しています。 福祉避難所となる施設とは、毎年実施している福祉避難所開設訓練等を通じて日頃から連携を図っており、災害時に要配慮者の方の円滑な受入が可能となるよう努めています。 【保健福祉局福祉総務課】</p> <p>(2) 避難所運営委員会では、運営リーダーや市職員が避難所の運営に携われない場合であっても、訓練に参加した住民の方が「何が必要か」、「何をすべきか」など、訓練などを通じて、見たり、聞いたりしたことを、災害時に生かせるようにすることが避難所の運営には必要不可欠と考えます。 そのため、平常時から役割分担や施設の利用方法などを定め、訓練を通じて広く地域住民の方に見てもらい、体験していただくことが、有事の際に運営リーダーや市職員が不在の状況であっても対処できる避難所運営につながると考えております。 【総務局防災課】</p>
		<p>(当日質問) 私は、南浦和中学校の避難所運営リーダーを務めており、メンバーは辻2・3丁目、辻、白幡4丁目の一部・白幡6丁目です。メンバーの中には、当避難所の担当とはならず、別の避難所を担当する者がおり、改善を求めたいと思います。避難所責任者である市職員は、メンバーの出欠に責任を持たないのか疑問に感じます。多忙な避難所運営は市、自治会、防災関係者全員が取り組むことが必要であり、ボランティアでは注意もできないため改善をお願いします。 次に、現在の避難所開設運営一斉訓練は、コロナ禍とは言え一貫性がなく、進化した災害対策となっておりません。南浦和中学校は地震対応の避難所ですが、自治会では、強震度の地震があった場合は自宅の状況や負傷者の救護が優先され、その結果、避難所開設は市職員となり、運営委員会も即座に対応ができません。このため、避難所で開設運営訓練を実施し、隊員の気持ちを高めていくしかありません。現在の訓練は実状に合っておらず、このままでは避難場所開設リーダーの負担が大きくなるばかりです。 次に、文化センターは台風時の避難所に指定されていますが、お年寄りにとって3日前に避難しろと言われても実感が沸きません。避難が必要な場合として、直撃台風による屋根被害、内水氾濫や河川氾濫が対象かと考えますので、企業や老人福祉施設と市の連携により、避難体制を構築していただきたく思います。 いずれにしても市と自治会の連携は必要と考えます。要援護者も私の避難所だけでも100名近くおり、一斉の救助は困難ですので改善をお願いします。</p>	<p>南浦和中学校の避難所の運営について、災害時に一斉に参集することが困難であることは承知しております。防災課の回答では、運営リーダーや市職員が避難所の運営に携われない場合を想定し、事前の訓練に多くの住民が参加いただくことで、その経験を発災時に活かしていただくことで、職員が不在の場合でも避難所の運営に繋がっていただきたいと思います。 また、高齢の方の避難には時間がかかり、文化センターへの避難は問題があるとの指摘につきまして、水害はある程度事前に予測ができることから、テレビやラジオの他、スマートフォンや防災無線等で最新情報を確認いただき、早めの避難をお願いしたいと思います。 なお、事前にいただいた質問内容と若干異なる部分もありましたので、只今の質問につきましては改めて回答させていただきます。 【南区総務課】</p>

番号	件名	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
2	地域開放スペース(教室)の設置について	<p>当地域内には、会議や研修会等を行う場所が無く、辻地域全体で、辻公会堂を他団体と共通で使用しております。その為、団体同士のスケジュール調整が難しく、不便をきたしております。</p> <p>辻456丁目には、辻小学校と浦和南高校があります。聞くところでは浦和南高校では校舎の改修が予定されているようですが、是非とも改修に併せて地域開放スペースの設置をお願い致します。難しいとの事でしたら、辻小学校に地域開放スペースの設置をお願い致します。</p> <p>(補足) 辻小学校では研修室を使用させて頂いておりますが、手狭な為使用目的が限られております。夜間、休日使用が出来る、もう少し広い地域開放スペースをお願いしたいところです。</p> <p>(当日意見) 現在、辻小学校の研修室を使用する際、トイレに行くときには他の教室の前を通らざるを得ないため不便であり、引き続き今回要望に対し前向きな検討をしていただきたい。</p>	<p>《浦和南高校における地域開放スペースに関する事》 日頃より、地域の皆様方に、さいたま市立浦和南高等学校の教育活動にご理解、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。また、浦和南高等学校と地域との連携した取組みが多岐にわたり行われていること、学校より伺っております。</p> <p>ご案内のとおり、浦和南高等学校は令和7年度から、校舎の改修予定でございます。今回の校舎の改修は、既存の建物の老朽化を改修することを目的としており、原則、既存校舎の増築が伴うような改修は厳しい状況となっております。改修後の地域開放で利用の可能な部屋の提供についてのご要望を学校に申し伝えます。 【教育委員会高校教育課】</p> <p>《辻小学校における地域開放スペースに関する事》 小学校の普通教室は基本的に64㎡ですが、現在地域開放スペースとして使用いただいている辻小学校の研修室は94㎡で、既に大きな教室をお使いいただいております。更に、研修室は昇降口と距離が近く、防犯上の観点から夜間や休日に学校関係者以外が利用するのに適していると考えています。</p> <p>今後、改修の予定もないことから、地域の皆様にはご不便をおかけしますが、引き続き研修室をご利用いただくよう、お願いいたします。 【教育委員会学校施設管理課】</p>
3	市役所職員は退職後に、自治会役員として活動してほしい。	<p>当自治会は今期、75歳前後の役員4名が病気でリタイヤし、その業務を24名の在任役員で分担しておりますが、その役員も負担が大きく精一杯な人たちが多数います。</p> <p>自治会は、各種広報誌の配布・回覧をはじめ、民生委員・国勢調査委員等の各委員の推薦、赤十字・赤い羽根共同募金等の協力、各イベントへの自治会員派遣等、自治体の依頼事項に尽力しております。</p> <p>自治体と自治会は一心同体であり運命共同体です。このままでは自治会は衰退し、過去の遺物となってしまいます。自治体及び自治体職員による公私両面からのバックアップを切に求めます。</p> <p>(補足) 10年以上前から節分祭、夏祭り、盆踊り等のイベントで父兄を勧誘していますが、仕事が忙しいとのことで入会を拒否され、定年で退職された方も生活苦を理由に断られてしまいます。一昨年、さいたま市役所を定年された方に入会いただき、自治会活動や民生委員など活躍いただいております。</p> <p>(当日意見) 現在のやり方では先が見えないので、自治会においても組織や運営などを見直すなど行いながら、行政ともより一層連絡を取り合いたいと思います。</p>	<p>本市では、「さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例」に基づき、さいたま市自治会連合会と連携して、自治会への加入促進を行っており、本市職員に対しましても庁内の電子掲示板に、自治会加入を呼びかける記事を掲載するなど、職員に対し啓発を行っております。</p> <p>引き続き、自治会連合会と連携しつつ、自治会による地域社会の活性化の推進を支援するとともに、本市職員に対しましても、自治会への加入促進の啓発等に努めてまいります。 【南区コミュニティ課】</p> <p>(補足説明) 他自治体において同様の事例がないか調べてみたところ、長崎市と出雲市では、「自治会と自治体が一体になって連携しましょう」と言っているものの、公務員は何故自治会をやってくれないのか、という問題があるようです。今後どうすれば解決できるのか、本庁のコミュニティ推進課や市内他の9区とも協議をしていきたいと思っております。 【南区コミュニティ課】</p>
4	公園内の樹木の伐採について	<p>(現状) 文蔵二丁目31所在の郷前公園に植栽してあるケヤキ等の樹木がかなり大きく成長し、枝も道路にはみ出して垂れ下がっており電線に接触している。</p> <p>(意見・要望) 現状から秋にかけて予想される台風により枝が折れて隣家の屋根等に傷つける恐れがある。また、冬場に落葉が樋を塞ぐ等苦情が寄せられている。至急、伐採をお願いします。</p> <p>(補足) 本件は区くらし応援室を通じ、公園所管課に何度も要望をしているが、現在まで未実施である。電線がショートして火災が発生する恐れはないとは限りません。火事が発生したら誰が責任を取るのでしょうか。予算の問題ではなく、可及的速やかな対応を強く要望します。</p> <p>(再質問) 良い返事でよかったです。メタセコイや公園内の8本のケヤキも切ってくれるということですね。一年も前から要望していることなので、予算はあるかと思うので、年度内が無理だとしても、4月までには必ず切ってもらいたいです。</p>	<p>郷前公園の樹木につきまして、今年度、南側の道路に越境している箇所を剪定を実施いたします。</p> <p>樹木の伐採についてですが、当公園内には、大きい樹木が多数あるため、自治会の方の意見も伺いながら、どの樹木を伐採するか検討したいと思っております。 【都市局南部公園整備課】</p> <p>(再質問に対する回答) 南側のケヤキなどについて自治会と協議の上実施と伺っております。今回のご意見も南部公園整備課に伝えます。 【南区コミュニティ課】</p>

番号	件名	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
5	路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域の拡大について	<p>さいたま市では、「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」で対象とするエリアを定めていますが、当ナリア地区は、テラス側のみであり、ガーデン側は対象となっていません。</p> <p>共に同じ時期に進められた「第4地区」再開発地区エリアであるにもかかわらず、分断する理由はないと思われます。</p> <p>(当日意見) 環境美化も良いが、樹木の落葉も多く、月に1度の清掃活動ではゴミ袋で20袋も出ます。その中にはたばこの吸い殻も入っており危険であり、看板等の設置も進めてください。</p> <p>看板では、武蔵浦和駅東口のライブタワーも喫煙禁止区域となっていますが、私どもは、私的空間以外の市道部分が禁止区域と聞いていますので、明確な区域等、詳細を教えてください。</p>	<p>本市の路上喫煙対策につきましては「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」を所管する環境局が所掌しております。</p> <p>この条例に基づき、武蔵浦和駅など乗降客数の多い市内12駅周辺を「路上喫煙禁止区域」及び「環境美化重点区域」に指定し、県警0Bで構成されている環境美化指導員による巡回指導を実施しております。</p> <p>同条例は、路上喫煙がもたらす火傷などの危険等を防止することを目的とし、歩行者の混雑具合やポイ捨ての状況などを総合的に勘案しながら人の往来の激しい駅前を同区域に指定しており、現在のところ区域を拡大する予定はありません。</p> <p>なお、同条例は禁止区域外でも「路上喫煙をしないように努めなければならない」と規定しており、都市景観に優れた当該箇所を保全していくことは重要ですので、今後は必要に応じて啓発看板の設置等を進めていくとともに、引き続き武蔵浦和駅周辺におけるまちづくりの動向も注視し、歩行者数の顕著な変化や環境悪化の懸念が顕在化した際には、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。</p> <p>【環境局資源循環政策課】</p> <p>(当日意見に対する回答) 禁止区域は市環境局ホームページに掲載されており、路上喫煙やポイ捨てにお困りの方に啓発ポスターや啓発看板を無償で提供しているとの案内があります。詳細につきましては環境局に確認したいと思います。</p> <p>【南区コミュニティ課】</p>
6	武蔵浦和駅ロータリー周辺のゴミ(吸殻、雑草)について	<p>(1) 武蔵浦和駅東口オリンピック周辺の雑草がかなり伸びています。区くらし応援室では「気付いた人が連絡しなければ雑草の除去はしない」とのことですが、連絡をしなくても毎年雑草の除去はしてください。</p> <p>(2) 武蔵浦和駅ロータリーの清掃について行政で行っていますか。当自治会では、1月と6月を除く毎週土曜日午前10時より、自治会内及びオリンピック・武蔵浦和駅東口ロータリー周辺の清掃(吸い殻・ゴミ)を行っています。禁煙区域にもかかわらず、タバコの吸い殻が飲食店周辺に落ちていますが、どのような対策をしているのでしょうか。市もパトロールを行っているようですが効果がないのではないのでしょうか。</p> <p>このため、区役所に禁煙の看板設置を強くお願いします。自転車の大きな駐輪禁止の看板はありますが、タバコを吸ってはいけない場所に禁煙の看板がありません。</p> <p>(再質問) 雑草は毎年必ず生えてくるにも関わらず、なぜ連絡する必要があるのですか。 また、行政による駅前の清掃は一日一回必ずやっていますか？私どもの自治会では、1月と6月を除く、毎月第一土曜日に清掃活動をやっていますが、その様子は見られません。</p>	<p>(1) 植栽帯ではない箇所から伸びてしまった道路上の雑草については、市民の皆様からの連絡を受け、市職員が現地を確認した上で除草を実施しております。お手数をおかけして申し訳ありませんが、雑草が伸びてしまい、危険である場合や著しく景観を損ねてしまっている場合は、引き続きくらし応援室にご連絡いただくようお願いいたします。</p> <p>【建設局南部建設事務所道路維持課】</p> <p>(2) 本市では、「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」を制定し、武蔵浦和駅を含む市内12駅周辺を路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域内に指定し、14名の環境美化指導員による巡回指導にあたっております。武蔵浦和駅につきましては、他の区域に優先して巡回を強化しておりますが、環境美化指導員の人数に限りがあることから、指導の行き届かないところが出てきてしまうことにつきまして、深くお詫び申し上げます。</p> <p>しかしながら、武蔵浦和駅の路上喫煙率は区域指定当初である平成23年の0.8%から、0.088%まで低下し、散乱ごみについても平成23年と比べ15%程度減少しているなど一定の効果を得られているところです。引き続き、区域内の飲食店周辺における巡回指導を強化するとともに、既存の掲示物の改善や掲示物の新規設置などを通じて、よりわかりやすく路上喫煙防止の推進に努めてまいります。</p> <p>また、当課では、定期的に清掃活動に御協力いただける団体を対象に、清掃活動用ごみ袋の配布やトングの貸出しを行っておりますので清掃活動時に必要であれば御活用ください。</p> <p>【環境局資源循環政策課】</p> <p>《(2)ロータリーの清掃に関すること》 武蔵浦和駅前(東口、西口)につきましては、1日1回(午前中)、清掃業務(掃き掃除、ゴミ拾い)を業務委託契約にて実施しております。</p> <p>【建設局南部建設事務所道路維持課】</p> <p>(再質問に対する回答) 道路維持課からは、駅前清掃は業務委託で一日一回、午前中に実施していると聞いております。また、除草については市内全域を一律に行うことは困難ですので、区役所がパトロールすることにより確認してまいります。</p> <p>【南区くらし応援室】</p>

番号	件名	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
7	災害時の自治会の役割と県公舎跡地の効果的活用	<p>(1) 災害時における自治会の役割、給水、食料配布などの具体的な対応の仕方を、直接、自治会の役員に説明及び現状報告をしていただきたい。また、別所中央公園以外にも、災害時及び住民の憩いの場として公園が必要で。</p> <p>(2) 別所ハイツ横の県公舎跡地の活用方法について、自治会をはじめ住民の希望を聞きながら進めて欲しい。特に説明会などのオープンな場の開催を強く希望します。現在、跡地は草がうっそうとしているのみです。</p>	<p>(1) &lt;&lt;災害時の自治会の役割に関すること&gt;&gt;                  大規模災害発生時には、公助のみでは必要な支援が行き渡らないことから、自助、共助、公助が連携し、それぞれが役割を適切に果たすことが必要となります。とりわけ、自治会による防災の取組は共助の観点から地域において極めて重要な役割を担うものと認識しております。                  災害時における自治会の役割については、指定避難所の避難所運営委員会において、本市が作成した避難所運営マニュアル等の資料をお配りしながら、避難所担当職員から運営委員会の皆様に説明等をしているほか、給水、食料配布などの具体的な方法につきましては、避難所運営委員会において協議をいただきながら、それぞれの組織にとって適した手法により災害に備えられるよう、定期的な訓練実施をとおりて確認いただいているところです。                  南区役所では、毎年度、11月頃に区内のすべての避難所を対象に訓練を実施しており、訓練実施後の翌年1月頃には、各避難所運営委員会の運営リーダーにも参加をいただき、訓練報告会を実施しておりますほか、区内自治会を基礎として設立された自主防災組織からなる南区自主防災組織連絡協議会と連携し、防災に関する啓発事業等を実施しております。                  自治会の皆様には日頃から避難所運営に多大なる協力をいただいておりますが、防災の取組について質問がございましたら、南区役所総務課で対応させていただくほか、本市の防災に対する取組や避難所運営等に関しては、ご要望を受けて説明することも可能です。                  さらに、防災に関する身近なご質問については、防災士の資格を持ち、地域防災力向上のために活動している「さいたま市防災アドバイザー」にお尋ねいただくことも可能です。南区内のほとんどの避難所においては、防災アドバイザーに避難所運営委員会の構成員として加わっていただいております。防災知識の普及や啓発のほか、避難所開設・運営訓練でのアドバイスや、実際の避難所運営にも協力いただいておりますので、是非お近くの防災アドバイザーをご活用ください。                  【南区総務課】</p> <p>&lt;&lt;公園整備に関すること&gt;&gt;                  南区の状況については、区別人口が最も多く、東京都に近接し宅地利用の高いエリアであることから、市内では、一人当たり公園面積の少ない行政区となっており、公園用地の確保に努めていく考えです。まずは、埼玉県所有の約2,000㎡の沼影職員住宅跡地について、今年度用地取得をしたところでございます。                  今後も引き続き、南区を重点とした市南部地域における、公有地や民有地の売却意向等に注視しながら、積極的に地権者交渉を行い、公園用地の確保に努めてまいります。                  【都市局都市公園課】</p> <p>(2)ご要望の別所ハイツ横の県公舎跡地の今後の活用につきまして、当該用地を所管する埼玉県総務部管財課に確認しましたところ、「現時点で活用方法は検討中ですが、活用にあたっては住民説明会を開催するなど、地域住民の皆様の御意見を丁寧に向って検討してまいります。また、除草についても、引き続き地域住民の皆様の御迷惑にならないよう適切に管理を行ってまいります。」との回答がありましたのでご報告します。                  【埼玉県管財課(南区コミュニティ課の聞き取りによる回答)】</p>
		<p>(質問補足)</p> <p>(1)自治会では人手も足りない中、災害時に備え、公的にはどこまで行い自治会には何を期待しているのかを確認したい。避難所である別所小学校にケガ人がいたらどうするのか、要介護者はどうするのか、避難者同士が喧嘩してしまった場合はどうするのか。そのような場合に自治会が取るべき具体的な対応をマニュアルとして示して欲しい。年に1回は避難訓練を実施し、確認が必要と考えます。</p> <p>(2)(3) 県公舎跡地は、当自治会では唯一空き地で残されている場所であり、新しい住民が増え小学校も大きくなっていく中、子どもたちがもっと楽しめる場所がたくさんあって欲しいと思います。また当該土地の全面は11m道路であり、災害時の避難所としても適していることから公園にして欲しいと思っています。しかしながら県所有地であることから、地域住民が防災を意識した憩える公園の設置を希望している旨を県に伝えていただき、市としても県有地の払い下げ等を考えて欲しい。</p> <p>(回答後意見)</p> <p>(1)学校と協議するといっても夏休みくらいしかありません。現場で協議しろと言われても難しいです。きちんとした協議をしていかないと地震がいざ来た時に混乱すると思います。</p> <p>(回答後意見)</p> <p>(3)私の地区では地震の時は近くの田島小に避難しますが、洪水の時は別所小学校に避難することになっています。今回の県有地は学校の近くの場所でしょうか。3年前の台風の時、指定避難所は殆どどこもいっぱいであったと聞きます。別所小学校の近くに県有地を活用した公園ができ、そこにテントなどを用いて避難所が開設できればととてもありがたいと思います。是非本件の実現を願っております。</p>	

番号	件名	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
8	武蔵浦和駅東口前の通称噴水広場の保全について	<p>武蔵浦和駅東口前の通称「噴水広場」は多くの人が利用する公共的な空間である。 多くの利用の反面、広場内の施設や樹木の損壊等がありがちで、維持管理の負担、費用面等から撤去が進み、一度は全ての施設の撤去、樹木の伐採が決定された状況がある。 広場の保全のため、市の方で何らかの支援策があれば伺いたい。</p> <p>(補足説明) 今回は要望というより、施設維持管理の方法について、行政あるいは他の皆さんからお知恵を借りたいという思いで質問しました。</p>	<p>ご質問の噴水広場は、駅利用者など多くの方々の用に供されていることは認識しておりますが、公共施設・空間としての位置づけがなく、管理組合が所有者として管理を行うとの立場から、ご要望の支援策が設けられておらず、引き続き管理をお願いしたく、ご理解の程よろしく申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【南区コミュニティ課】</p> <p>(回答補足) 施設の維持については所有者である管理組合にて対応していただきますが、植栽などの支援策として、花壇へのヒマワリの植栽等であれば、苗の配布などの支援ができますのでご相談に応じることができます。</p> <p style="text-align: right;">【南区コミュニティ課】</p>
9	武蔵浦和駅とラムザタワーを繋ぐ歩行者デッキ改善依頼	<p>(1) 2014年(平成26年)に歩行者デッキの雨漏り改善を依頼していますが、雨漏りは改善されていません。改善をお願いします。</p> <p>(2) 本年8月13日時点で、歩行者デッキのタイルの剥離による危険性を把握していましたが、9月2日にはタイルは交換され、補修工事が行われていました。本意見交換会以外にこのような補修依頼を行う方法があれば、手続きについて教えてください。</p>	<p>(1) 雨漏りにつきましては、再度排水施設の詰まりなどの清掃を行った後、改めて修繕が必要か確認させていただき、必要があれば対応します。</p> <p style="text-align: right;">【建設局南部建設事務所道路維持課】</p> <p>(2) 歩行者デッキタイルの補修依頼につきましては、南区くらし応援室、もしくは南部建設事務所道路維持課までご連絡いただければと思います。</p> <p style="text-align: right;">【建設局南部建設事務所道路維持課】</p> <p>(回答補足) 雨漏りの対応については、過去にも排水施設の清掃を実施したことで解決した事案もあることから、今回も同様に行うとのことです。</p> <p style="text-align: right;">【南区くらし応援室】</p>
10	ゴミ出しのルールについて	<p>本年5月頃より、燃えるゴミ収集所に時間外にゴミを出されることが目立つ。従来からの住民はゴミ出しルールを守り、交代で清掃を行っていることから、周辺のアパートに転入した人と推測され、管理者に電話して注意するよう依頼するも現在も改善されていない。</p> <p>提案として、 ①行政より不動産業協会を通じ、入居者を斡旋する際は、入居者にゴミ出しのルールを守らせるよう指導徹底して欲しい。 ②自治会管理のゴミ収集所を利用できるのは自治会員だけであり、利用には自治会加入が条件であることを指導徹底して欲しい。 ③外国人も増えており、ゴミ出しマニュアルの言語を増やして欲しい。</p> <p>(補足) 燃えるゴミは毎週火・金の朝であるが、いつも前日の夕方から深夜にかけてゴミが出されているので、次の収集日までそのゴミが置かれることになり、生ゴミも含まれていることから大変迷惑である。</p>	<p>①ごみ出しルールの周知につきましては、現在本市では、転入時に各区役所区民課において必要な書類とともに、ごみの出し方マニュアルをお渡ししております。また、毎年市報4月号と併せて全戸配布を行っているところでございます。 集合住宅における居住者へのごみ出しのルールの周知に対しましては、当該物件の管理会社の協力・連携を得ながら、居住者に対して適正排出の周知を図っていただくよう働きかけています。また、収集所において、ごみ出しのルールが守られるよう、本課にて作成した啓発看板を収集所に掲出していただくことで、状況が改善しているケースもみられます。啓発看板の入手をご希望の場合は、廃棄物対策課までご相談くださいようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【環境局廃棄物対策課】</p> <p>②ゴミ出しに関しましては、集合住宅等入居者専用の集積所があるものを除き、集積所を新たに設置する又は自治会管理の既存の収集所を利用されているものと承知しています。 自治会が管理されている集積所は、本来、自治会員の利用を前提に設置されたものと考えますが、自治会加入は任意であり、自治会未加入者に対し、行政が集積所利用を条件に自治会加入を義務付けるような指導を行うことはできません。このため、自治会のご判断により、「自治会加入を条件とする」場合や、「未加入であっても集積所の清掃等管理協力を条件に利用を認める」など、個別にご対応をいただいている状況ですのでご理解をいただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【南区コミュニティ課】</p> <p>③現在、外国語版のごみ出しマニュアルについては、英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ポルトガル語の計5か国語で対応しています。今後、外国人登録や国籍別人口の推移を注視しつつ、新規言語での対応の必要性等を検討してまいりたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【環境局廃棄物対策課】</p>

番号	件名	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
11	自治会館等の防災拠点としての強化について	<p>近年の地震・内水氾濫の多発に備えるべく、自主防災組織としての「身近な防災拠点」の重要性が年々増してきております。</p> <p>しかしながら、現在使用されている自治会館や集会所などの地域の共有施設は経年と共に老朽化がかなり進んでおり、「新耐震基準(昭和56年)」に適合していないために、災害発生時に使用できないのが現状であると思われるため、一時避難所として実質的に活用できるよう支援の検討をお願いしたい。</p> <p>(補足) 平成28年(2016年)の防災倉庫新規設置に際し、当自治会館(鹿手袋会館)も同時に、災害発生時の対策本部として、一時避難所の活用ができるものと判断しておりましたが、当自治会館においても施設の耐震性に課題があり、また耐震補強工事には多額の費用を要するため、現状維持とした経緯があります。</p> <p>(質問補足) 余震に耐えられる耐久性として、新適合基準を満たす必要があるとのことですが、該当する自治会館等がどのくらいあるのか疑問があります。実際の災害が起きた時に使用できないということがないよう、適合基準の見直し及び人的・財政的な支援をお願いします。 【鹿手袋第二自治会】</p> <p>(再質問) 補強工事は現実的には多大な工事費になると考えます。このため、一時避難所の開設にあたり、新たに基準を設け、地域性も考慮した、世帯数や要支援者数に応じた支援、補助などを前向きに考えてもらいたい。 【鹿手袋第二自治会】</p>	<p>《身近な地域の防災拠点について》 「身近な地域の防災拠点」は、指定避難所の機能を補完する役割をもつ施設として登録する制度です。そのため、「身近な地域の防災拠点」に避難者を受け入れるなど、指定避難所の機能を補完するためには、地震(余震)にも耐えられる耐震性が必要となってきます。 「身近な地域の防災拠点」に登録するためには、昭和56年の新耐震基準を満たしている必要があります。なお、建築年が昭和56年以前の場合、申請時に「耐震基準適合証明書の写し、又は耐震工事が終了したことのわかる書類等を添付すること」で、身近な地域の防災拠点として登録することができます。 【総務局防災課】</p> <p>《耐震補強助成事業について》 昭和56年5月31日以前に工事に着手し、建てられた自治会館に対し、以下のとおり耐震補強等助成事業を実施しています。 助成の金額 耐震診断 耐震診断に要した費用の2/3 (上限120万円/棟、かつ1,000㎡ごとに3,670円/㎡、1,570円/㎡、1,050円/㎡) 補強設計 設計費用の2/3(上限120万円/棟) 補強工事 補強工事に要する費用×23% (上限720万円/棟、かつ51,200円/㎡) 市ホームページにて「ご利用の手引き」がダウンロードできますので、ご利用ください。 令和4年度耐震補強等助成事業(民間特定建築物、小規模建築物の診断・補強・建替え) <a href="https://www.city.saitama.jp/005/001/002/p008469.html">https://www.city.saitama.jp/005/001/002/p008469.html</a> 【建設局建築総務課】</p> <p>(再質問に対する回答) ただいまの要望につきましては、防災課に伝えさせていただきます。 【南区総務課】</p>
12	防災行政無線放送の改善について	<p>当自治会の鹿手袋2丁目では、放送が聞き取りにくいという声があり、令和元年の台風19号では、夜間で外の状況が確認し難く、また風が強く放送が聞き取りにくかった経緯があります。</p> <p>防災行政無線メールやアプリなどの代替手段はあるものの、高齢者にとっては放送が貴重な情報を得る手段ですので、スピーカーの方向や新たな設置など、改善に向け検討をお願いします。</p> <p>(補足) 令和元年の台風19号の際には、夜間で外の状況が確認しにくい状況で、風雨も強く無線が聞き取りにくい状況でした。</p> <p>(再質問) 増設もそうだが、例えばスピーカーの向きなどは、環境などの地域性もあるため、ぜひ私たち地域住民と話し合いを持っていただきたい。また、消防団を含めた広報活動が本当にされているのか不安に思います。例えば11月9日の「秋の火災予防運動」の際、東京では消防団の放送がうるさいと思うくらいの取組と比較すると疑問に思います。</p> <p>(出席者意見) 私は消防分団長を務めており、消防団による広報は、11月9日からの火災予防運動や歳末などに実施しています。冬場は窓等が閉め切られていることから、放送が聞こえにくいといったことはあるかもしれませんが、活動は行っています。</p>	<p>防災行政無線放送の音声に関しましては、屋外において音声で情報を伝達するという性質上、スピーカーとの位置関係や地形、建物の立地状況などの周辺環境による様々な要因で、音が反響してしまうなどの特性がございます。このような無線の特性から、放送を聞く場所によって、聞き取りにくい状況が発生してしまうことは避けられないところです。</p> <p>また、防災行政無線増設については、本市では、現在全国的にも大変多くの防災行政無線を設置しており、増設によりかえって音の反響・拡散を増長させてしまうことがあるため、原則として増設は行っておりません。</p> <p>しかしながら、災害発生時においては、高齢者等も含め全ての市民の方へ必要な情報が正しく伝わるのが重要であるため、メールやアプリでの配信以外にも、放送事業者との災害協定を活用したラジオ放送、テレビ埼玉のデータ放送、さいたまコールセンターへの問い合わせによる対応のほか、消防団の広報車による巡回広報なども行っております。また、携帯電話・スマートフォンをお持ちでない高齢者や視覚障害がある方などへの対応として、令和2年9月から、防災情報を電話又はFAXで配信するサービスを開始しております。区総務課又は防災課で登録申請の受付を行っておりますので、こうした確認方法もぜひ御利用いただければと存じます。 【総務局防災課】</p> <p>(再質問に対する回答) ご指摘のスピーカーの件及び消防団の広報活動のご意見は防災課に伝えます。 【南区総務課】</p>



番号	件名	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
13	南区神明、南本町、根岸一部地域が、活用出来る公民館を建ててほしい	<p>近くに浦和南公民館がありますが、浦和区の為、南区の情報行事が一切ありません。</p> <p>8月18日南本町自治会●●会長に相談すると、南本町自治会でも検討していて、さいたま市水道局南浦和浄水場(令和3年11月30日施設運用停止)の跡地利用が決定していないので、今回の意見交換会と一緒に協力して、南区神明、南本町、根岸一部地域が、活用出来る公民館の建設を提案致します。</p> <p>(補足) ・現状の浄水場事務所に、会議室用としてプレハブの併設を検討願います。 ・敷地内の防災倉庫はそのまま活用させていただきます。</p>	<p>《浄水場跡地に関する事》 お問い合わせいただきました南浦和浄水場の跡地利用につきましては、「さいたま市水道局公有地有効活用推進委員会」において令和3年度から検討が進められてきました。 現在、当該場所は、応急給水場所となっておりますが、南浦和浄水場周辺は、多くの人口を抱える地域でありますことから、引き続き災害時に周辺住民の皆様へ飲料水を供給するため、令和5年度に策定する「南浦和浄水場解体工事基本計画」の中で、応急給水場所としての機能を残す形で検討を行う予定となっております。 【水道局管財課】</p> <p>《公民館建設に関する事》 公民館の配置につきましては、公共施設マネジメント計画策定時の地区自治会連合会単位で1施設の配置を原則としております。 当該地区におきましては、神明、根岸が位置する南部地区自治会連合会には文蔵公民館、六辻公民館が、南本町が位置する大谷場地区自治会連合会には南浦和公民館が設置されており、新たな公民館の設置は難しい状況となっております。ご理解のほど、よろしく願い申し上げます。 【教育委員会生涯学習総合センター】</p>
14	根岸北原公園環境整備	<p>本年8月14日に、根岸北原公園を利用されている子供、親にヒアリングを行いましたところ、以下のような意見がありました。</p> <p>①遊具が少ない―――ブランコ・すべり台が欲しい ②砂場が荒れ放題―――犬、猫のフン尿etcで衛生上悪い ③花が少ない―――樹木は植えられているが、他の公園の様に四季に咲く花が少ない</p> <p>*親同士も交流の場として活用出来る、明るい環境の公園にしたい。</p>	<p>① 令和2年度に撤去しました複合遊具の再設置工事を今年度(令和4年度)予定しております。再設置する遊具は、既設の遊具と同規模でスライダーのある複合遊具を予定しております。</p> <p>② 既存の砂場における犬猫の糞尿対策として、公園管理者で砂場を覆うネットを用意し、自治会等の皆様によるネットのつけ外しの協力をいただき、対応しております。ネットの設置を検討する場合は、ご相談ください。</p> <p>③ 園内の樹木につきまして、高木や低木も含め多種あり、それぞれ時期は違いますが、季節ごとに花を咲かせる樹木であります。 他の公園においては、ボランティア団体の皆様も花壇等において草花の維持管理を行う『花いっぱい運動』をご活用いただいている公園もあります。 【都市局南部公園整備課】</p>
15	「防災さいたま」の聞きづらい地域について	<p>新築建物の増加に伴い、「防災さいたま」が聞きにくくなってきている。 拡声装置の設置を増やすか、各戸に無線受信器を提供する等の方策が必要となってきている。</p> <p>(補足) 田畑や空き地が多い時代から、建物が密集する時代へと変化してきており、新築建物は高層集合住宅か、戸建てであっても3階建てが主流となっており、音声を通りやすくなってきている。</p>	<p>防災行政無線放送の音声については、ご指摘のとおり、屋外において音声で情報を伝達するという性質上、建物の立地状況の変化など様々な要因で、聞き取りにくい状況が発生してしまうことは避けられないところです。 しかしながら、防災行政無線増設については、本市では、現在全国的にも大変多くの防災行政無線を設置しており、増設によりかえって音の反響・拡散を増長させてしまう恐れがあるため、原則として増設は行っておりません。また、戸別受信機の提供についても、地域によって受信状況が異なるなどの課題や他の情報発信手段を整備していることから、現状配備の予定はありません。 そのため、本市では、防災行政無線が聞き取りづらい方や聞き逃してしまった方などを対象に、放送した内容を携帯電話やパソコンにメールでお届けする防災行政無線メールやさいたま市防災アプリによる配信を実施しております。さらに、市ホームページやテレビ埼玉のデータ放送に放送内容を掲載しておりますほか、さいたまコールセンターへの問い合わせによる対応もしております。 また、携帯電話やスマートフォンをお持ちでない、情報の受け取りが困難な高齢者の方等を対象に、避難指示等の防災情報を電話またはFAXで配信するサービスを令和2年度より開始しております。 今後とも、市民の皆様へ重要な情報が正しく伝わるよう、多様な手段を用いた情報発信に努めてまいります。 【総務局防災課】</p>
16	根岸児童公園の砂場のペット対策について	<p>公園の砂場に犬や猫などが入らないように、周りをネット等で囲いをしたらどうか。</p>	<p>既存の砂場においては、新たに砂場へのフェンスの設置はしておりません。 既存の砂場における犬猫の糞尿対策として、公園管理者で砂場を覆うネットを用意し、自治会等の皆様によるネットのつけ外しの協力をいただき、対応しております。ネットの設置を検討する場合は、ご相談ください。 【都市局南部公園整備課】</p>

番号	件名	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
17	コミュニティバスの運行経路の追加について	<p>南浦和駅から武蔵浦和駅までのコミュニティバス運行経路に「東谷田甫」と「辻南小学校」のバス停を設置して欲しい。</p> <p>(補足) 辻7丁目にコミュニティバスが通っていない。 南浦和駅、図書館、市民の窓口、北戸田駅、武蔵浦和駅、区役所へのバスルートの要望が多い。</p>	<p>本市では、地域のことを最も知っている市民が、主体的にコミュニティバス等の導入や運行改善の検討などに取り組む事が出来るよう「コミュニティバス等導入ガイドライン」を定めております。</p> <p>本ガイドラインでは、路線バスとコミュニティバス等の相互が持続可能な交通体系を構築するために、コミュニティバス等を「路線バスが不十分な地域へ導入する補完交通」と位置付け、検討対象地域(補足1)を定めております。</p> <p>御提案の地域につきましては、駅から1km圏内、またはバス停から300m圏内に位置しており、南区コミュニティバスの運行改善を検討する対象地域には該当しておりません。</p> <p>様々な御意見がある中で全ての御要望を実現することは難しいため、御理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>なお、持続可能な地域公共交通の維持という観点からも、既存の路線バスなどを御利用いただきますようお願い申し上げますとともに、御参考までに、南浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅などの御要望の多い目的地への行き方の一部を、補足にて御案内させていただきますので、一助になりましたら幸いです(補足2)。</p> <p style="text-align: right;">【都市局交通政策課】</p> <p>(補足1)「検討対象地域」について</p> <p>「コミュニティバス等導入ガイドライン」に定めている「検討対象地域」については、以下の通りになります。</p> <p>○交通空白地区・・・市街化区域内で、鉄道駅から1km、路線バス・コミュニティバス・乗合タクシー停留所から300mのサービス圏域外の地区</p> <p>○交通不便地区・・・市街化区域内で、路線バス停留所(24便/日未満)から300mのサービス圏域内の地区、かつ、鉄道駅から1km、コミュニティバス・乗合タクシー停留所から300mのサービス圏域外の地区</p> <p>○市街化調整区域内の既成市街地・・・市街化調整区域内で、H27国勢調査時点の人口密度が2,000人/km<sup>2</sup>以上の地区、かつ、鉄道駅から1km、路線バス(24便/日以上)・コミュニティバス・乗合タクシー停留所から300mのサービス圏域外の地区</p> <p>(補足2)各目的地への行き方について</p> <p>①南区役所や武蔵浦和駅について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「東谷田甫」停留所から浦和駅西口行きの路線バスに乗車。</li> <li>・「辻五反田」停留所にて、武蔵浦和駅経由田島団地行きの路線バスに乗り換える。</li> <li>・「武蔵浦和駅」停留所にて降車して向かう。</li> </ul> <p>もしくは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「辻五反田」停留所にて、武蔵浦和駅西口(南区役所)行きの南区コミュニティバスに乗り換える。</li> <li>・「武蔵浦和駅西口(南区役所)」停留所にて降車して向かう。</li> </ul> <p>②南浦和駅について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「東谷田甫」停留所から浦和駅西口行きの路線バスに乗車。</li> <li>・「辻五反田」停留所にて、明花行きの南区コミュニティバスもしくは南浦和駅西口行きの路線バスに乗り換える。</li> <li>・「南浦和駅」停留所にて降車して向かう。</li> </ul> <p>③南浦和図書館について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「東谷田甫」停留所から浦和駅西口行きの路線バスに乗車。</li> <li>・「辻五反田」停留所にて、明花行きの南区コミュニティバスもしくは南浦和駅西口行きの路線バスに乗り換える。</li> <li>・「文化センター」停留所にて降車して向かう。</li> </ul> <p>④北戸田駅について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「東谷田甫」停留所から浦和駅西口行きの路線バスに乗車する。</li> <li>・「六辻」停留所にて、南高経由イオンモール北戸田行きの路線バスに乗り換える。</li> <li>・「北戸田駅入口」停留所にて降車して向かう。</li> </ul>
18	公道・公有地周辺・公園の除草の徹底について	<p>街の環境美化、ゴミのポイ捨て防止、防犯の観点から、公道・公有地周辺・公園の除草の徹底をお願いします。</p> <p>(現状)</p> <p>①オリンピック(別所7-3-1)周辺歩道、植栽スペースから歩道のインターロックの隙間に雑草が広がり、サツキの植え込みを覆い隠す状況が通年、長く放置されている。</p> <p>②別所中央公園、別所あじさい公園でも雑草が長く放置され、夏休みに中央公園で開催したラジオ体操では、ヤブ蚊対策に苦心。中央公園ではつい最近除草作業が行われたが、作業のずさんさが目に付く。</p> <p>(要望・意見)</p> <p>別所第二自治会では、月に1度役員による駅周辺のゴミ拾い等、街の美化に関する取り組みを数々行っていますが、植え込み周辺に生い茂る雑草がゴミを読んでいる面もあると思われ、ポイ捨ては後を絶ちません。</p> <p>街の玄関口、顔ともいえる駅周辺や公園等に雑草が生い茂る様は決して快いものではありません。見るに見かねて除草の依頼をすれば対応はしていただけますが、そのやり方はかなりずさんで、すぐにまた元の状態に戻ってしまいます。除草剤の使用は当然NGですが、根こそぎ除草を定期的に行い、きれいな状態が保たれるように努力していただきたいと思えます。攻める防犯のための「ゴミを拾う、花を植える、落書きを消す」にも通じることです。</p>	<p>≪公道の除草に関すること≫</p> <p>現地を確認し、植栽スペースや歩道ブロックからの雑草を確認しました。今後、除草作業を実施していく予定です。</p> <p style="text-align: right;">【南区くらし応援課】</p> <p>≪公園内の除草、ヤブ蚊に関すること≫</p> <p>公園内の除草については、年4回(春～秋に2か月に1回)実施しております。</p> <p>除草をする際は、機械除草及び植栽帯については人力除草をしており、実施直後は草がない状況であります。前述のとおり2か月に1回の実施になり月日が経ち、雑草が伸びてしまう状況です。</p> <p>今後も、丁寧な維持管理作業に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【都市局南部公園整備課】</p>
19	ゴミ収集場所について	<p>現在使われていない用水路の跡を塞ぎ、その一部にゴミ置場を設置したい。</p> <p>現在は私有地を無償でお借りしゴミ置場としているが、カラスの被害が甚大で、ゴミ回収ボックスを設置したくても、道路が狭くて現在の場所に置くことができない状況である。</p>	<p>南部建設事務所下水道管理課で管理している施設は、旧与野市、浦和市の市街化区域内の水路です。維持管理の観点から、水路上にゴミ置き場を設置することは認めておりません。</p> <p style="text-align: right;">【建設局南部建設事務所下水道管理課】</p>



番号	件名	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
20	別所あじさい公園のかしわ葉アジサイの移植について	<p>別所あじさい公園フェンス際の「かしわ葉アジサイ」は、晩夏にフェンスの高さに剪定されましたが、大きく育つ種類のため、来年も初夏以降背が高くない、四つ辻の見通しが極めて悪くなります。つきましては、公園内の別の場所に移植を希望します。</p> <p>なお、今夏は2度花の咲く前に剪定され、花は殆ど咲きませんでした。</p>	<p>別所あじさい公園フェンス際の「かしわ葉アジサイ」については、これまでも見通し確保のため、定期的に剪定作業を実施しておりました。</p> <p>移植につきましては、ご提案にある『他の場所への移植』が難しい樹種であり、公園内の他の場所に移植に適したスペースもないことから、難しいと考えております。</p> <p>交差点付近の見通し確保のため、交差点付近(1m程度)の伐採を検討しています。</p> <p style="text-align: right;">【都市局南部公園整備課】</p>
21	駅前タワーマンション群の防災対策と自治会・防災会設立への支援について	<p>武蔵浦和駅前のタワーマンション群は、災害時には今後何かと注目される要因があり、武蔵小杉地区の二の舞にならないよう対策する必要があると感じている。災害対策をしているマンションと全くしていないマンションとの落差が大きく、対策を講じていないマンションの存在が地域一帯の資産価値を下げる可能性もあり得る。</p> <p>当自治会はこれまで管理組合の方針で防災備蓄ができておらず、他のマンションや自治会とも連携し、自主防災組織を設立することが喫緊の課題であると認識している。</p> <p>しかしながら、経験上マンションの新築・分譲販売時に自治会を設立できなかったマンションが新たに自治会を設立することは至難の業である。防災組織の設立につき、区防災連絡協議会からも助言をいただいているが、行政としても何らかのサポートをお願いしたい。</p> <p>また、間もなく地域最大のタワーマンションが竣工するが、施工者は当マンションでは自治会を設立しない意向と聞いているため、市において機を逃さず自治会設立に向けた働きかけをお願いしたい。</p>	<p>《自主防災組織に関すること》</p> <p>災害被害を最小限にするためには、自助、共助、公助におけるそれぞれの取組が大変重要であり、自主防災組織は共助の観点から地域において極めて重要な役割を担うものと認識しております。</p> <p>そのため、南区役所では、区内の自治会を基礎として設立された自主防災組織で構成される南区自主防災組織連絡協議会と連携しながら、区内の避難所一斉開設・運営訓練や、共催事業である南区防災展、防災講演会などの啓発事業を実施し、地域防災力の向上を図っているほか、防災組織の設立を検討しているマンション等の住民の方から、設立に向けた個別の相談に応じるなどの支援をしているところです。</p> <p>本市では、防災をはじめとして、あらゆる地域活動について行政と密接な連携を図っている自治会の結成促進を図っていることから、自主防災組織の母体となるのは、地域を代表する組織である自治会が適当と認識しております。自治会を基礎として設立された自主防災組織に対しては、組織運営や訓練実施、防災用資機材購入費用に対して、一定額の補助金を交付しており、組織設立により様々なメリットを享受できることから、こうした制度の周知のほか、設立促進のための支援に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">【南区総務課】</p> <p>《自治会設立に関すること》</p> <p>ご質問のタワーマンションにおける防災対策につきまして、区分所有法に基づき管理組合が主体となり取り組むことは、財産維持の点からも有効と考える一方で、地震や火災などの広範囲に及ぶ災害では、他の自治会や自主防災組織と連携した避難場所の運営等、個々の防災組織が連携した地域コミュニティによる広域的な取り組みを推進することも、安全安心なまちづくりを進めるうえで重要であると認識しています。</p> <p>このため、市では、地域コミュニティの維持・形成に大きな役割を担う自治会の活動を支援するとともに、自治会未加入者に対する加入促進や、マンション建設事業者に対する自治会設立の働きかけなど、関係機関と連携した働きかけを継続的に進めているところです。</p> <p>自治会設立の可否につきまして法的な拘束力はないため、居住者の皆様のご判断に委ねるところですが、地域コミュニティの形成により、居住者の皆様に住んでよかったと感じていただけるよう、引き続き自治会を通じた市民の主体的な活動を支援してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【南区コミュニティ課】</p>
22	なかそねばし看板又は通行の改善依頼	<p>笹目川中曽根橋の看板『この橋は、歩行者専用です。自転車・オートバイを降りて通行してください』が無視され、自転車もオートバイもおりて通行していることから、</p> <p>①看板を外す ②自転車・オートバイを降りて通行するように対策する、のいずれかの対応をお願いします。</p>	<p>歩行者専用である中曽根橋については、これまでも当橋の通行に関する看板を設置して周知しているところですが、この度のご意見をいただき、再度、現場を確認したところ、自転車やオートバイに乗ったまま通行している方も見受けられました。</p> <p>よって、設置されている看板に加えて、新たに橋上の路面に歩行者専用である旨の注意喚起の表示を行いたいと考えておりますので、今後ともご理解ご協力をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【建設局南部建設事務所道路安全対策課】</p>
23	歩道上にあるボールの再塗装要望	<p>ラムザタワー西側とナリアテラス東側道路上のボールの塗装が施工不良若しくは経年劣化により、錆や色落ちが激しく、住民より直視できないとの苦情があることから、再塗装などの改善を要望します。</p>	<p>現地調査を実施し、ボールの状況を確認しました。</p> <p>今後、塗装を実施していく予定です。数も多いため、完了までに時間をいただくことにつきまして、御理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【南区くらし応援室】</p>
24	水路の早期除草のお願い	<p>数年に1回と思われる水路の除草について、場所によっては雑草が著しく生い茂り、隣接住民から除草してほしい旨の苦情が挙げられている。昨年度夏に市要望し、同年秋に対応いただいたが、水路のバトロールの強化及び早期の除草をお願いしたい。</p>	<p>南部建設事務所下水道管理課で管理している施設は、旧与野市、浦和市の市街化区域内の水路であり、除草に係る予算も限られているため、市民の皆様から通報・要望を受け、現地を確認し必要性を判断した上で、実施しております。また、南部建設事務所管内で同様の要望が多数あるため、順番に対応しております。</p> <p>大変お手数ですが、今後とも同様にご要望をいただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【建設局南部建設事務所下水道管理課】</p>
25	敬老祝金の見直しについて	<p>毎年9月に75歳以上を対象とした敬老祝金1,200円が交付されます。内訳は、敬老会開催で1,000円、記念品配付で200円と認識しているが、敬老会の参加者は僅か30%であり、大多数が不参加であることから、やむを得ず1,200円全額を記念品に代えて配付しているのが現状です。</p> <p>しかしながら、昨今の物価高騰により満足感のある記念品を調達することが不可能となっておりますので、来年度以降2,000円程度の交付を希望します。</p>	<p>日頃より本市の高齢者福祉行政に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、御意見をいただきました敬老会等事業の補助金につきましては、地域において敬老会等の催しを開催する地区社会福祉協議会に対し、敬老会等事業にかかる経費として75歳以上の方お一人につき1,200円を補助するものです。</p> <p>また、本事業の補助金額につきましては、年々対象者数が増加しており、財政的な負担が増加しておりますので、現時点では増額をすることは検討しておりません。何卒、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【保健福祉局高齢福祉課】</p>
26	武蔵浦和駅周辺の環境整備について	<p>昭和60年に埼京線が開通して以来、武蔵浦和駅はさいたま市の副都心として位置づけられ、武蔵野線とのターミナル駅として利用者も毎年増加しています。また、新幹線及び埼京線の両側20mには環境空間が設置されていますが、近年は商業施設や教育施設、医療施設などの駐車場としての利用が多く、本来の公園・車道・歩道が少ない状況となっており、近隣住民や駅利用者のために整備を最優先すべきと考えます。</p> <p>JR東日本は、新幹線、埼京線の整備促進のために、「花と緑の散歩道」の整備に10億円を支出したと承知していますが、環境空間の整備に係るJR東日本との協議についての進捗状況を伺います。</p>	<p>環境空間の整備に係るJR東日本との協議の進捗状況としましては、JR東日本と市との間で協議調整を行い、平成28年度から平成30年度にかけて、野方ふれあい公園、西南さくら公園、別所あじさい公園及びまほら公園を整備しました。</p> <p>また、武蔵浦和駅周辺の環境空間につきましては、歩行者が安全に通行できる緑の空間や、地域の賑わいや交流が生まれる空間として活用できないか、JR東日本と意見交換を実施し、検討しているところでございます。</p> <p style="text-align: right;">【都市局都市総務課】</p>